

川西市防犯カメラ設置事業 補助金申請の手引き

令和 8 年 度

【申請期間】

令和 8 年 6 月 1 日 (月) ~ 8 月 3 1 日 (月)

【問い合わせ先】: 川西市 市民環境部 生活安全課
〒666-8501 川西市中央町12番1号
TEL: 072-740-1333 FAX: 072-740-1168
E-mail: kawa0178@city.kawanishi.lg.jp

1. 補助金の目的

防犯カメラを新たに設置もしくは既存の防犯カメラを更新しようとする地域活動団体に対し、その設置費用の一部を補助することにより、安全で安心なまちづくりの実現を図ります。

2. 用語の定義

地域活動団体とは、自治会、コミュニティ組織、自主防災組織等、一定の地域を基盤に活動を行う団体で、以下に掲げるすべての要件を満たす団体をいう。

- ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- ② 活動を行う地域の多数の世帯及び住民で構成されていること。
- ③ 活動を行う地域の世帯及び住民が自由に加入できること。
- ④ 規約及び代表者を決めていること。

3. 事業の内容

(1) 補助要件

補助金の交付対象は、次に掲げる要件をすべて満たす地域活動団体とします。

- ① 防犯カメラの設置及び維持管理について地域の合意が形成されていること。
- ② 防犯カメラ設置場所（土地、建物、柱等）の所有者等の承諾・許可を得ていること。
また、撮影映像に入る又は撮影場所や設置場所に隣接する住宅等がある場合は、その住民等の同意を得ていること。
- ③ 防犯カメラを設置することによって、道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可を受けていること。
- ④ 更新による設置の場合は、既存の防犯カメラの設置に係る兵庫県若しくは市の補助金交付決定日から5年を経過していること。

(2) 補助対象箇所

- ① 新設する箇所・・・過去に県又は市のいずれの補助も受けていない箇所であること。
※1 団体につき1箇所が補助上限です。
- ② 既設分を更新する箇所・・・過去に県又は市の補助金の交付を受けて設置した同一箇所に設置しようとする場合で、前回の交付決定日から5年以上経過していること。

(3) 補助対象機器

補助の対象となる機器は、それぞれの機器において、以下に掲げるすべての機能を満たしたことが条件です。

① カメラ

- ア カメラの有効画素数が38万画素以上であること。
- イ カラー画像であること。
- ウ 作動時間が1日24時間であること。
- エ 夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること。
- オ 屋外用として使用できる防雨性能があること。

② レコーダー

- ア 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。
- イ 記録間隔が1秒間に4画面（4FPS）以上であること。
- ウ 38万画素（720×480画素）以上での記録ができること。
- エ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。

(4) 補助対象経費

犯罪予防を目的として公道等に常設し、映像の撮影や、記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）及び防犯カメラ設置を明示する告示板の購入並びに設置工事に要する経費。

(5) 補助対象外経費

- ① 既存設備の撤去に要する経費
- ② 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- ③ 防犯カメラシステム維持管理に要する経費
- ④ リース・レンタルによる防犯カメラ設置に係る経費

(6) 告示板の掲出

防犯カメラ設置場所に、防犯カメラで撮影している旨を表示する告示板を明確かつ適切な方法で表示すること。

(7) 地域の合意

防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。

(8) 設置の許可

- ① 防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。
- ② 道路や公園等に設置する場合は、道路交通法その他の法令に基づく管理者の許可を得ること。

(9) 防犯カメラ等管理運用規程の制定

以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規程が定められていること。

- ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務
- ② 撮影していることの明示
- ③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法
- ④ 記録した映像の利用・提供の制限
- ⑤ 苦情処理対応
- ⑥ その他防犯カメラの運用に関すること

(10) 記録した映像の漏洩防止措置

以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。

- ① 固定や施設設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。
- ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。

(11) 撮影場所

以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。

- ① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。
- ② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。
- ③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。
- ④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。

4. 補助金額

(1) 補助金額

補助金の額は、予算の範囲内において、次のとおり決定し、いずれの場合も、千円未満の端数は切り捨てます。

- ① 防犯カメラを新設する団体
⇒補助対象経費の2分の1とし、上限は8万円とします。
- ② 既設の防犯カメラを更新する団体
⇒補助対象経費の2分の1とし、上限は4万円とします。

【例】

（新規設置の場合）

- ・ 補助対象経費が20万円の場合、対象経費の $1/2=10$ 万円となり、補助金上限額（8万円）を上回るため、補助金交付額は8万円となります。
- ・ 補助対象経費が14万円の場合、対象経費の $1/2=7$ 万円となり、補助金上限額（8万円）を下回るため、補助金交付額は7万円となります。

（更新設置の場合） * 既存のカメラの更新

- ・ 補助対象経費が20万円の場合、 $20万円 \times 1/2=10$ 万円となり、補助金上限額（4万円）を上回るため、補助金交付額は4万円となります。

5. 申請について

申請を検討している場合は、カメラの購入前に生活安全課へご相談をお願いします。

（1）申請期間

令和8年6月1日（月）から8月31日（月）まで

令和8年度から、新規設置・既設更新の両方が8月31日までの申請が必要です。

受け付けた申請の中から、過去の補助実績などを考慮して補助の決定を行ないます。
予算に限りがあるため、ご了解いただきますようお願いいたします。

（2）申請方法

補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる必要書類を添えて、生活安全課（市役所2階1番）に提出してください。

- ① 防犯カメラ設置計画書（様式第2号）
- ② 収支予算書（様式第3号）
- ③ 見積書の写し（設置にかかる費用の総額を記載したもの）
- ④ 仕様書の写し（補助要件の機能を有することがわかるもの）
- ⑤ 写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの）
- ⑥ 防犯カメラ等管理運用規程
- ⑦ 道路占有許可書等防犯カメラの設置に必要となる許可書等の写し
- ⑧ 地域合意書及び維持管理誓約書（様式第4号）
- ⑨ 防犯カメラ設置に伴う地域の合意が形成されていることを示す書類（総会資料等）
- ⑩ 応募団体規約の写し
- ⑪ 応募団体役員名簿の写し
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

6. その他留意事項

(1) 川西警察との協議について

新規に防犯カメラを設置する場合は、川西警察署にもその設置場所等について協議するようにしてください。

(2) 工事の施工について

補助金交付決定後、令和9年3月31日までに防犯カメラ設置工事を完了させてください。

(3) 実績報告書の提出について

事業完了後20日以内までに、補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げた書類を添えてご提出いただきます。

- ① 防犯カメラ設置報告書（様式第7号）
- ② 防犯カメラの購入及び取付工事に要した費用にかかる領収書の写し
- ③ 防犯カメラ及び告示板の設置状況が確認できる写真並びに防犯カメラによる撮影画像の静止画を含めた、防犯カメラ設置後の現況写真
- ④ 収支決算書（様式第8号）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

(4) 補助金の支払いについて

実績報告書の確認を行い、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合、補助金額を確定し、補助金額確定通知書（様式第9号）により通知しますので、補助金請求書兼振込依頼書（様式第10号）を提出していただきます。後日、請求書に基づき指定口座へ振り込みます。

(5) 防犯カメラの撤去について

補助金の対象となった防犯カメラは、設置後5年間は撤去しないでください。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではありません。

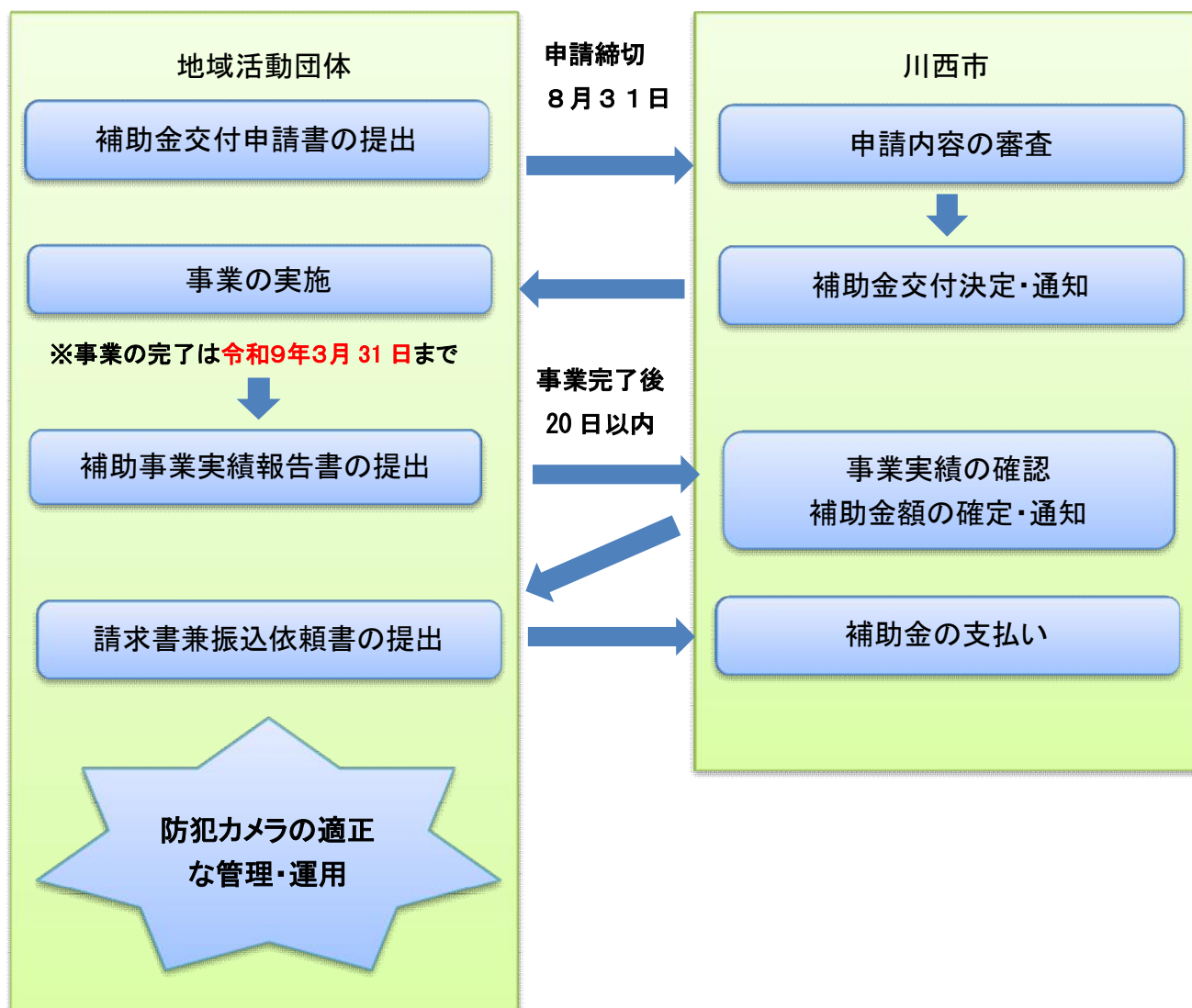
(6) 申請の制限

広く防犯カメラ設置を補助するため、原則1団体からの申請は1箇所までとします。

(7) 補助対象機器のレンタル・リースについて

設置・更新する補助対象機器をレンタル、リースで調達する場合は、補助の対象外となります。ご注意ください。

7. 事業の流れ



【問い合わせ先】

川西市 市民環境部 生活安全課

〒666-8501 川西市中央町12番1号

TEL:072-740-1333 FAX:072-740-1168

E-mail: kawa0178@city.kawanishi.lg.jp

↑ Lの小文字